

# アナログ規制の点検・見直し方針

[第2版]

## 目次

1 はじめに .....	1
2 点検・見直しの目的 .....	2
3 点検・見直しの位置づけ、推進体制 .....	3
4 点検・見直しの対象範囲 .....	4
5 点検・見直しの進め方 .....	5
6 類型化とフェーズの区分の考え方 .....	7
7 進行管理 .....	10

令和7年3月

行政管理部  
スマートデジタル戦略室

# 1 はじめに

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展により、生活の在り方が大きく変化している一方、行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提としている。

これらのいわゆる「アナログ規制」が広く社会に浸透していることが、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっている一面もあると考えられている。

少子高齢化が進み、今後、あらゆる場面で人手不足が見込まれる中で、社会全体のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させることが不可欠であり、規制や手続の見直しを始めとする構造改革に取り組むことが重要になっている。

こうした問題意識から、国(デジタル臨時行政調査会<sup>1</sup>)では、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則を提示するとともに、この原則を踏まえ、国の法令等に基づく全ての規制について点検・見直しを進めているところである。

本市においても、デジタル化を推進し、市民一人一人がデジタル社会の実現による恩恵を実感できるようにするため、国による見直しの動きを踏まえ、条例等に基づく規制の見直しを進めることが重要である。

これらの状況を踏まえ、本市におけるアナログ規制の点検・見直しの基本的な方針を策定するものである。

---

<sup>1</sup> デジタル臨時行政調査会については、令和5年10月6日に廃止。

## 2 点検・見直しの目的

条例等に基づく市独自のアナログ規制について、国で定める「構造改革のためのデジタル原則(以下、「デジタル原則」という。)」に対する適合性を点検し、規制の見直しに取り組むことで、市全体のデジタル化を推進することを目的とする。

市独自のアナログ規制を見直し、デジタル化を推進することにより、行政コストの削減が期待されるほか、様々な事務が無人化・自動化されることで、人手不足に悩む現場の問題解消・生産性向上が図られるとともに、市の業務においても効率化やサービス向上が期待される。

### <構造改革のためのデジタル原則>

原則	内容
デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づく EBPM を徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
官民連携原則	公共サービスを提供する際に民間企業の UI・UX を活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
相互運用性確保原則	官民でデータを適切に共有し、世界最高水準のサービスを享受できるように、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
共通基盤利用原則	ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

#### 【参考:構造改革のためのデジタル原則】

デジタル臨時行政調査会において、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要との観点から、デジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」を策定。

### 3 点検・見直しの位置づけ、推進体制

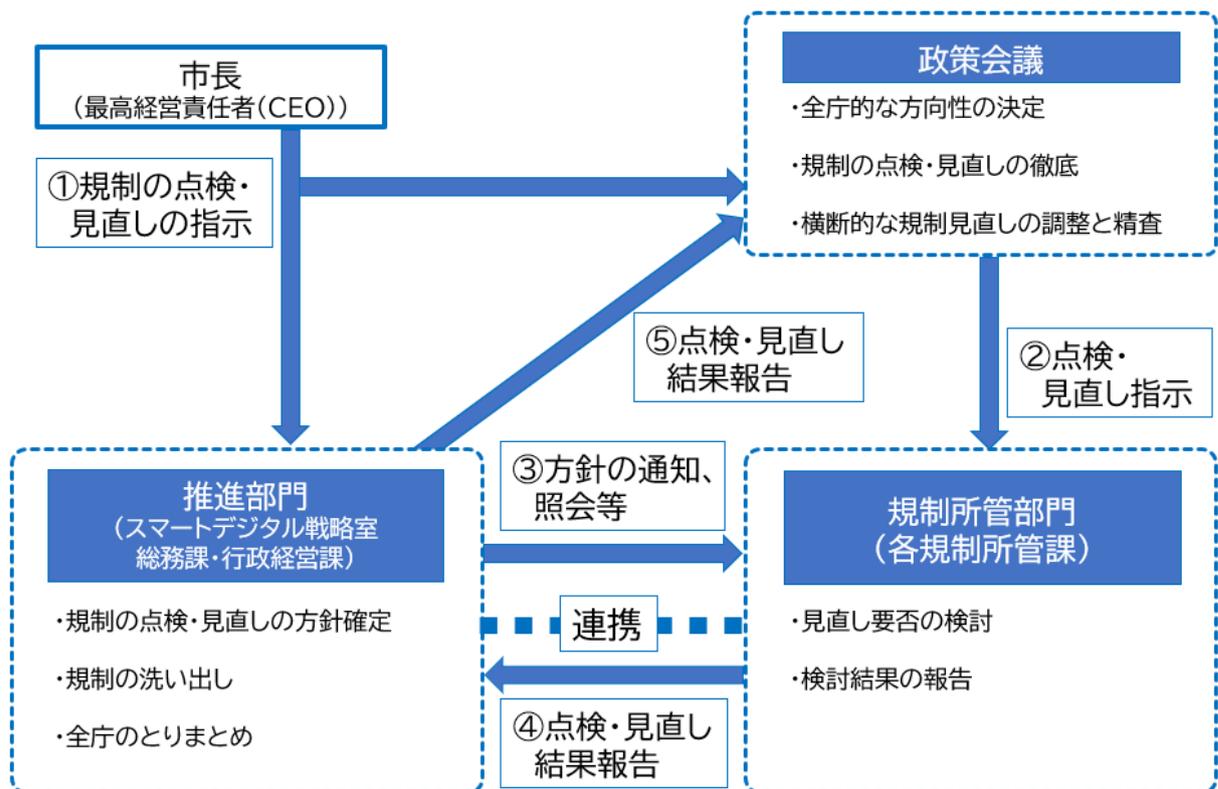
#### (1) 位置づけ

アナログ規制の点検・見直しは、「第3次薩摩川内市総合計画」の下位計画として定める、「薩摩川内市スマートデジタル計画」において、「行政DX」の取組として推進する「アナログ的な手法の見直し」の一部として取り組むものである。

#### (2) 推進体制

政策会議において、全庁的な方向性の決定、規制の点検・見直しの徹底・指示を行う。行政管理部スマートデジタル戦略室・総務課・行政経営課が推進部門となり、点検・見直しのとりまとめ等を行う。各規制所管課は、規制を所管する部門として、規制の洗い出し結果に基づき、見直しの要否の検討を進めていく。

#### <推進体制イメージ図>



## 4 点検・見直しの対象範囲

### (1) 対象範囲

本市で定める条例等(条例、規則、告示、訓令、規程)及び各種の要綱・要領等の規定とする。

### (2) 見直しの対象

i) 代表的なアナログ規制である7項目

ii) FD(フロッピーディスク)等の記録媒体を指定する規制

(フロッピーディスク、フレキシブルディスク、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等の個別(特定)の記録媒体の使用を定めている規制)

※ 上記に該当する規制以外のものについても、国の点検・見直しの動向を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うこととする。

#### <代表的なアナログ規制である7項目>

規制項目	規制の内容
目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること(検査・点検)や、実態・動向などを目視によって明確化すること(調査)、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること(巡視・見張り)を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること(第三者検査・自主検査)や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること(調査・測定)を求めている規制
常駐・専任規制	(物理的に)常に事業所や現場に留まる(=特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けている。)ことや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること(1人1現場の紐付け等)を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

#### 【参考:代表的なアナログ規制である7項目】

デジタル臨時行政調査会において、アナログ規制の見直し方針(デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン(令和4年6月3日 デジタル臨時行政調査会))の取りまとめと並行して、代表的なアナログ規制である7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法令等の規定を洗い出し、一つ一つの規制について「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検を行った。

## 5 点検・見直しの進め方

### (1) 対象となる規制の洗い出し

条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられる規制(代表的な7項目に該当する規制、FD等の記録媒体を指定する規制等)を洗い出す。

### (2) 規制根拠の分類

洗い出しを行った規制について、それぞれの規制の制定根拠(国の法令等に基づくものか、県の条例等に基づくものか、あるいは市の条例等に基づくものか)を分類する。

#### 【規制根拠の分類の必要性】

国の法令や県の条例等に基づき定める規制は、国や県の動向を注視しながら見直しを進める必要がある一方、市の条例等に基づき定める規制は、市自らの判断で主体的に見直しを進められるものになるため、優先的に見直しに着手すべき規制を明らかにする観点で、分類を行うもの。

### (3) 規制の類型化・フェーズの区分

規制根拠の分類後、趣旨・目的ごとに細分化した類型を整理(類型化)し、その上で、それぞれのデジタル化の進捗度合いを3つの段階(フェーズ、PHASE)に区分する。

#### 【類型化・フェーズの区分の必要性】

##### ◆ 類型化

⇒ 点検・見直しの対象となる規制の趣旨・目的に照らし、同種と考えられる規制については、それらをひとまとめに捉えて典型的に点検・見直しをすることが効率的と考えられるため、類型化を行うもの。

##### ◆ フェーズの区分

⇒ IoT等の新技術の導入やリスク評価の高度化等のデジタル原則に適合する手段が現時点で全く活用されていない規制と一部が活用されている規制では、見直しの方向性やアプローチが異なるため、デジタル化の度合いを整理するもの。

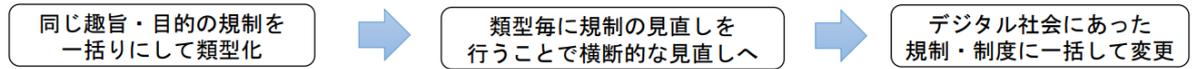
### (4) 規制の見直し工程表の策定

以上により、現状把握を行った全ての規制について、見直しの方向性(要否)、見直し後のフェーズ区分(到達点)、見直し時期等を定めた見直し工程表を策定する。

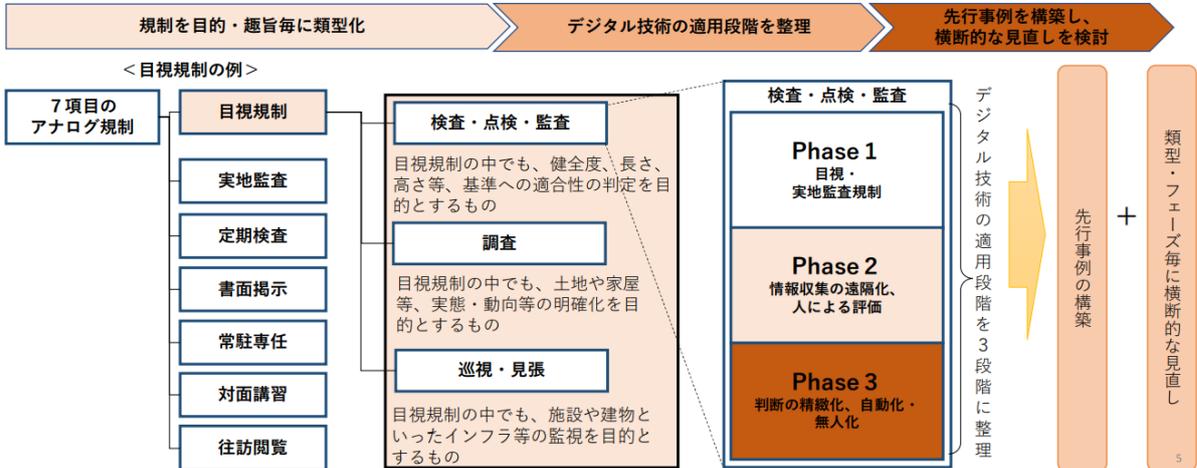
### (5) 規制の見直しの実施

見直し工程表に基づき、条例等の改正を含む見直しを実施する。

## <点検・見直しの進め方イメージ>



○ 横断的に規制を見直すため、規制の趣旨・目的ごとに類型を整理し、その上で、デジタル技術が適用されている段階を3つに区分



出典：第3回デジタル臨時行政調査会(令和4年3月30日)

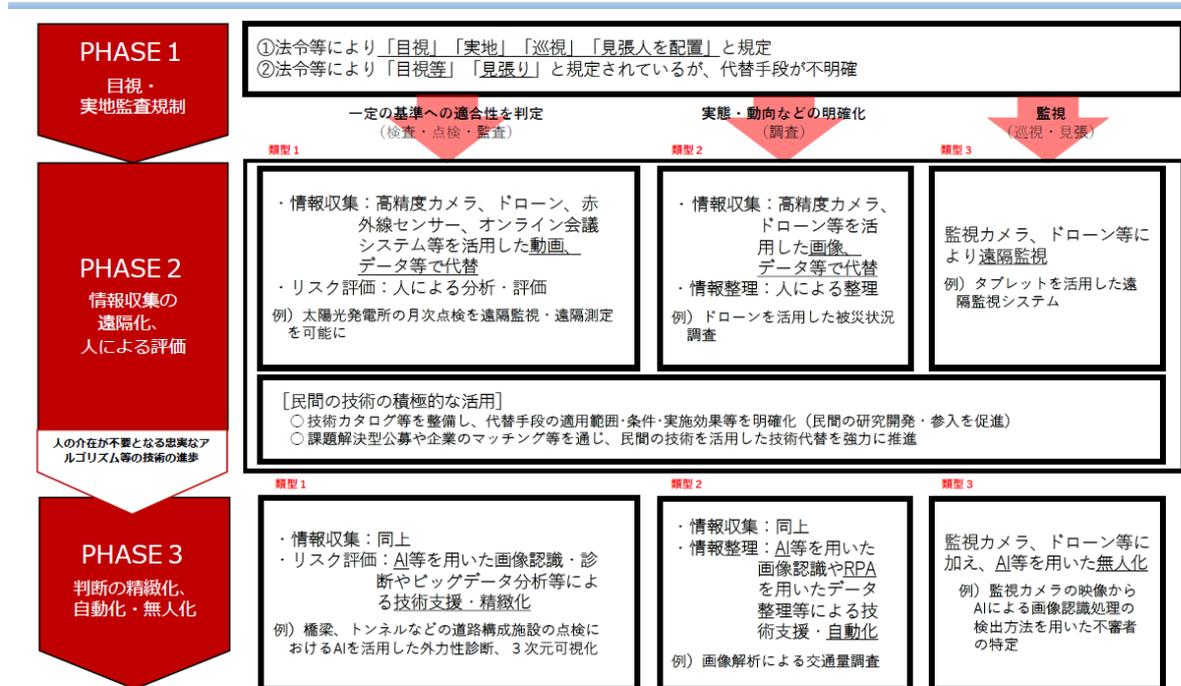
資料 1: デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直しの進捗と課題について

## 6 類型化とフェーズの区分の考え方

国の法令や県の条例等に基づく規制と趣旨や目的等が類似する規制については、国や県における見直しの動きを参考にしながら、同様の見直しを進めていくことが効率的と考えられるため、規制に当てはめる類型とフェーズは、デジタル臨時行政調査会の考え方を準用し、次のとおりとする。

### (1) 目視・実地監査規制

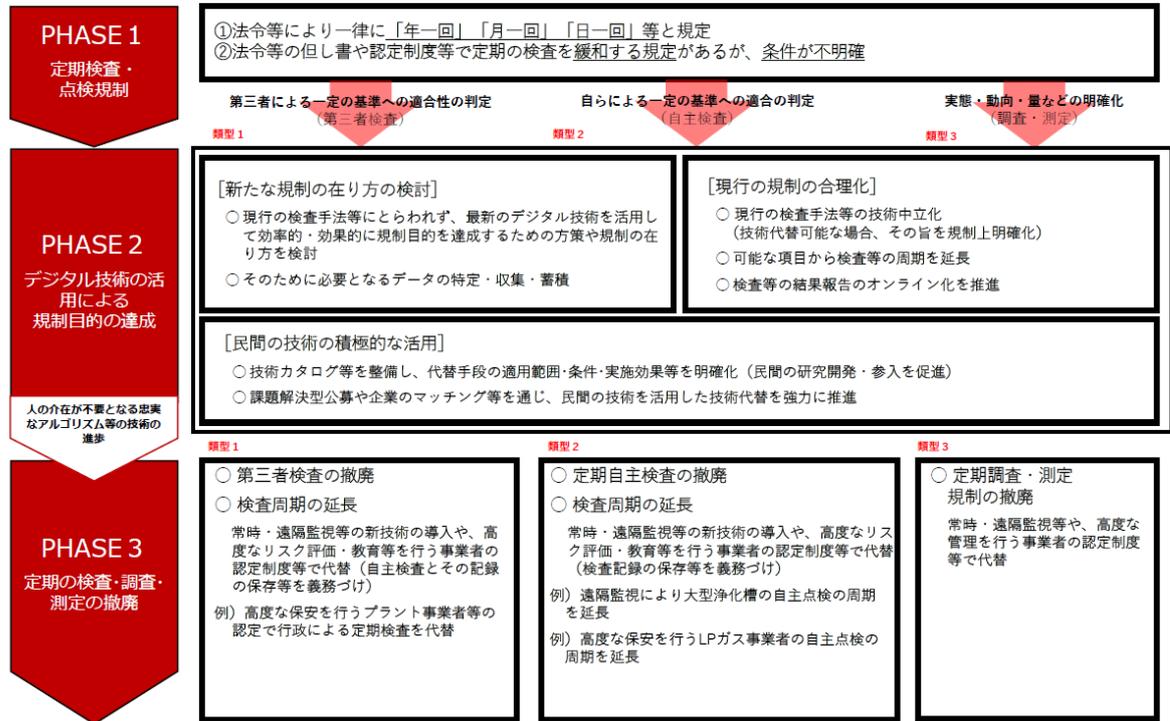
#### 目視・実地監査規制の類型化とフェーズ（詳細）



※PHASE 2 及び 3 とともに、人力でなければ判断が難しい限定的な場合に限り目視、立入による検査等を実施

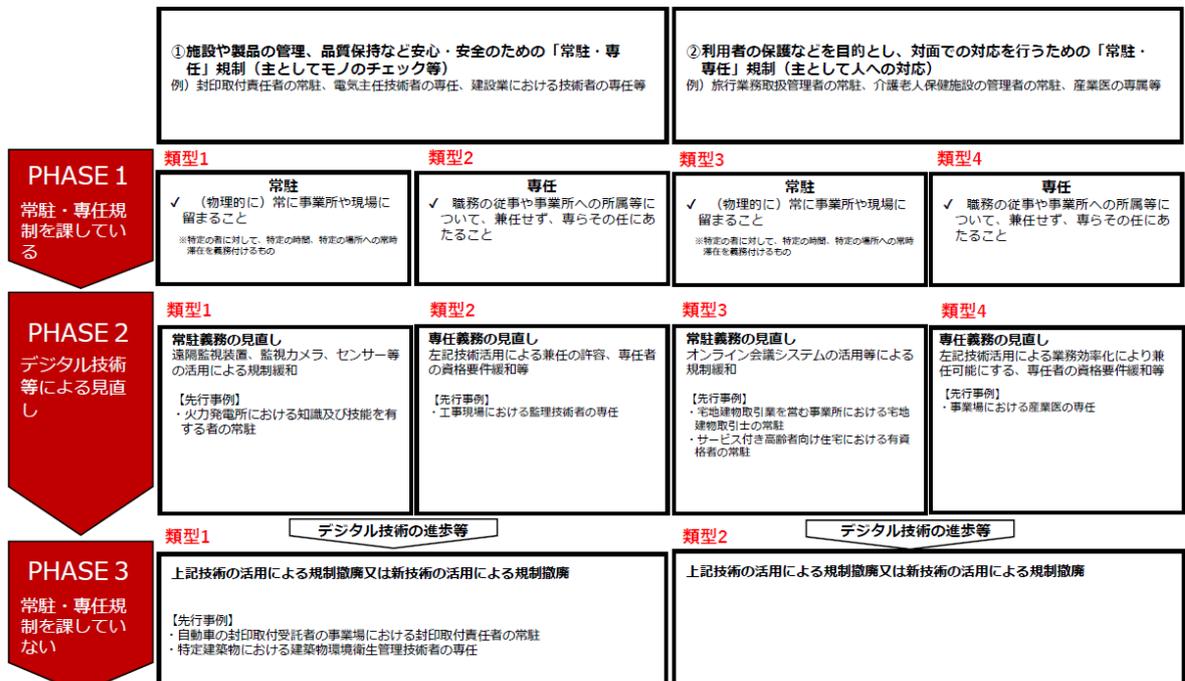
## (2) 定期検査・点検規制

### 定期検査・点検規制の類型化とフェーズ（詳細）



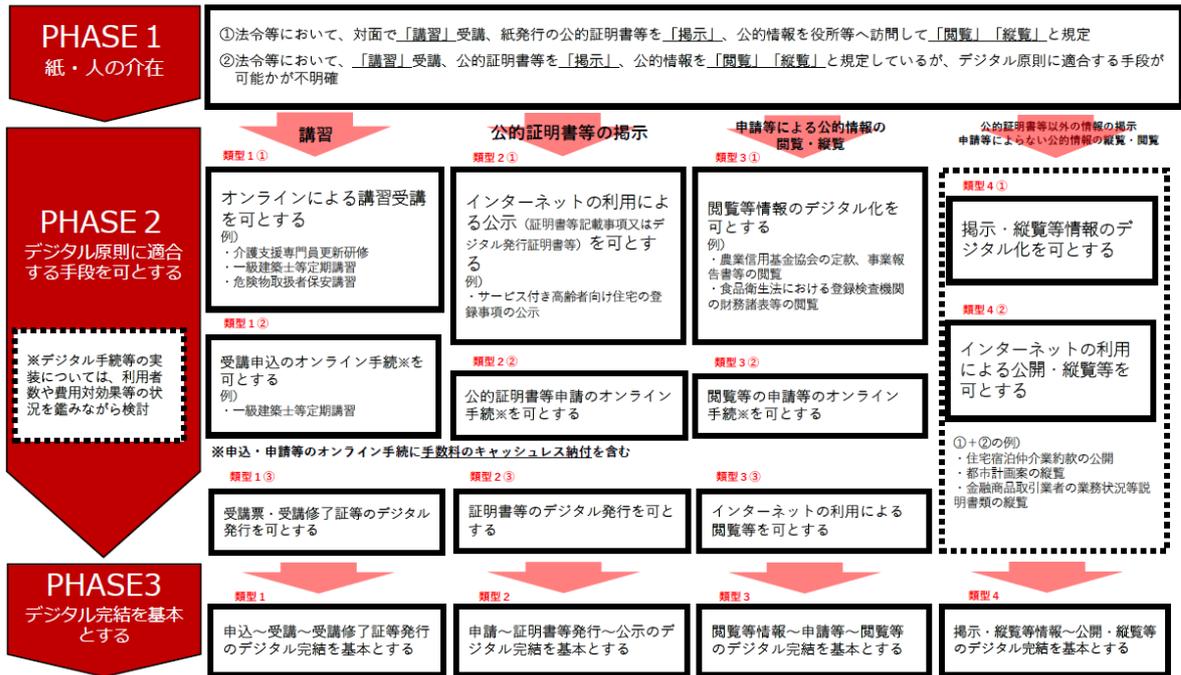
## (3) 常駐・専任規制

### 常駐・専任規制の類型化とフェーズ（詳細）



(4) 書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制

書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制の類型化とフェーズ(詳細)



出典:第3回デジタル臨時行政調査会(令和4年3月30日)

資料 1:デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直しの進捗と課題について

## 7 進行管理

### (1) 工程表の策定

令和7年度から実施する全庁的な洗い出し・点検に基づき、各規制の見直し工程表を策定する。

### (2) 各部局等における進行管理

各部局等は、上記(1)工程表に沿って、計画的に見直しを実施できるよう、各部局長の下、所属内職員に周知徹底を図るとともに、進捗状況の把握・管理を行う。

### (3) 全体の進行管理

アナログ規制の見直しを全庁的な課題として共有し、取組を推進するため、見直しマニュアルに基づく各「Step」が完了する毎に、政策会議において、当該方針の進捗管理を行っていくこととする。